項　　目	現　　行	改　　正
第2節　輸血料 **輸血**		
(項目の追加)	(項目の追加) →	3　自己血貯血 イ　6歳以上の患者の場合（200mLごとに） (1)　液状保存の場合　200点 (2)　凍結保存の場合　400点 ロ　6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに） (1)　液状保存の場合　200点 (2)　凍結保存の場合　400点
3　自己血輸血 （点数の見直し）	3　自己血輸血 イ　6歳以上の患者の場合（200mLごとに） (1)　液状保存の場合　950点 (2)　凍結保存の場合　1,900点 ロ　6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに） (1)　液状保存の場合　950点 (2)　凍結保存の場合　1,900点 →	4　自己血輸血 イ　6歳以上の患者の場合（200mLごとに） (1)　液状保存の場合　750点 (2)　凍結保存の場合　1,500点 ロ　6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに） (1)　液状保存の場合　750点 (2)　凍結保存の場合　1,500点
(注の変更)	4　輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第3節に掲げる所定点数を加算する。 →	4　輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。
	5　輸血に伴って行った患者の血液型検査（ＡＢＯ式及びＲｈ式）の費用として所定点数に48点を、不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき所定点数に →	5　輸血に伴って行った患者の血液型検査（ＡＢＯ式及びＲｈ式）の費用として所定点数に48点を加算する。

項　　目	現　　行	改　　正
	200点をそれぞれ加算する。	
	（新設） →	6　不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき所定点数に200点を加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として、所定点数に200点を加算する。
	（新設） →	輸血管理料　I　200点 輸血管理料　II　70点 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回を限度として、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの） （点数の見直し）	5,000点 →	4,500点

項　　目	現　　行	改　　正
第3節　手術医療機器等加算 （節の新設）	（新設） →	**第3節　手術医療機器等加算** 脊髄誘発電位測定加算　3,130点 注　脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に当たって、脊髄誘発電位測定を行った場合に算定する。 超音波凝固切開装置加算　2,000点 注　胸腔鏡下又は腹腔鏡下による手術に当たって、超音波凝固切開装置を使用した場合に算定する。 創外固定器加算　10,000点 注　区分番号K046及びK058に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。 イオントフォレーゼ加算　45点 注　区分番号K300及びK309に掲げる手術に当たって、イオントフォレーゼを使用した場合に算定する。 副鼻腔手術用内視鏡加算　1,000点 注　区分番号K349からK365までに掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。 止血用加熱凝固切開装置加算　700点 注　区分番号K476に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。 自動縫合器加算　2,500点 注　区分番号K511、K513、K514、K514-2、K517、K529、K531からK532-2まで、K655、K655-2、K657、K657-2、K702、K703、K716、K719の3、

項　　目	現　　行	改　　正
		K719-2、K719-3、K735、K 735-3、K 739 から K 740-3まで、K803及びK 817の 3 に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。 自動吻合器加算　5,500点 注　区分番号K529、K531からK532-2まで、K655、K655-2、K657、K657-2、K702、K703、K739からK740-3まで、K803及びK817の 3 に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。 微少血管自動縫合器加算　2,500点 注　区分番号K017又はK020に掲げる手術に当たって、微少血管自動縫合器を使用した場合に算定する。 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算　30,000点 注　区分番号K552-2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。 体外衝撃波消耗性電極加算　3,000点 注　区分番号K678及びK768に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。
	手術に関する改定内容については、別表参照	